

令和元年台風第15号、台風第19号及び10月25日の大雨により被災した被保険者に対する一部負担金等の免除等に関する要綱

国民健康保険法第44条第1項第2号の規定に基づき、令和元年台風第15号、台風第19号及び10月25日の大雨（以下「令和元年台風第15号等」という。）の被災者に対し、千葉市国民健康保険の一部負担金、保険外併用療養費または訪問看護療養費に係る自己負担額（入院時食事療養費及び入院時生活療養費は除く。以下「一部負担金等」という。）の免除及び還付に関する取扱いを次のとおり定める。

1 対象者の要件

次の各号のいずれにも該当する者であること。

- (1) 医療機関等への受診時点において、令和元年台風第15号等に伴う災害にかかる災害救助法の適用を受けた区域（千葉市中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区）の千葉市国民健康保険被保険者であること。ただし、市長が特別に認める場合はこの限りでない。
- (2) 令和元年台風第15号等により、次のいずれかに該当すること。
 - ア 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした者
 - イ 主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った者
 - ウ 主たる生計維持者の行方が不明である者
 - エ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した者
 - オ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

2 免除の範囲

1 (1) の災害救助法の適用日である令和元年9月9日以降かつ1の要件に該当した日から以下の各号に掲げる日までの、診療、調剤及び訪問看護にかかる一部負担金等とする。なお、差額ベッド代、食事療養費、生活療養費等については、免除の対象には含まない。

- (1) 令和元年台風第19号または10月25日大雨により被災した場合は、令和2年9月30日まで
- (2) 前号以外の場合は、令和2年8月31日まで

3 免除の方法

- (1) 「令和元年台風第19号に伴う災害の被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」（令和元年10月18日付け厚生労働省保険局保険課・国民健康保険課・高齢者医療課・医療課事務連絡。以後更新された場合には当該更新された直近のもの。）に基づき、厚生労働省の定める期間（以下「徴収猶予期間」という。）は、保険医療機関または保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）において一部負担金等の支払いを猶予され、費用の10割を審査支払機関へ請求

された診療報酬請求書に係る一部負担金等について、対象者からの申請なく免除することとする。

- (2) 1の要件に該当する者が徴収猶予期間後についても一部負担金の免除を受けるためには、国民健康保険一部負担金等免除申請書（様式第2号。以下「免除申請書」という。）に被災事実を証明する書類を添付して市長へ提出しなければならない。

ただし、千葉市国民健康保険料の免除申請または国民健康保険一部負担金等の還付申請により1の要件に該当することが確認できた場合は、一部負担金等の免除申請があったものとしてすることができる。

4 免除申請の添付書類

免除申請書には、該当する1（2）の要件に応じ次の書類を添付するものとする。

- (1) 住家の全半壊、全半焼、床上浸水またはこれに準ずる被災をした者
り災証明書、航空写真等、被災状況がわかる書類
- (2) 主たる生計維持者が死亡した者
死亡診断書または警察の発行する死体検案書
- (3) 主たる生計維持者が重篤な傷病を負った者
1か月以上の治療を要すると認められる医師の診断書
- (4) 主たる生計維持者の行方が不明である者
警察に提出した行方不明の届出の写し等
- (5) 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した者
公的に交付される書類であって、事実の確認が可能なもの（税務署に提出する廃業届、異動届の控え等）
- (6) 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者
雇用保険の受給資格証または事業主等による証明

5 一部負担金等の免除の決定または却下

- (1) 市長は、前2条の免除申請書が提出されたときは、その内容を審査し、一部負担金等の免除の決定または却下を行い、当該被保険者に対して通知するものとする。
- (2) 市長は、免除を決定したときは、国民健康保険一部負担金等免除証明書（様式第3号。以下「免除証明書」という。）を当該被保険者に交付するものとする。
- (3) 市長は、一部負担金等の免除申請を却下したときは、国民健康保険一部負担金等免除申請却下通知書（様式第4号）により当該被保険者に通知するものとする。
- (4) 免除証明書の交付を受けた被保険者（以下「免除被保険者」という。）は、申請内容に変更があった場合においては、直ちにその旨を市長に申告し、免除証明書を返還しなければならない。

6 免除証明書の提示

免除被保険者が一部負担金等の免除期間に保険医療機関等で診療等を受ける際には、窓口で免除証明書を提示しなければならない。ただし、徴収猶予期間中に受ける診療等についてはこの限りではない。

7 一部負担金等の免除の取消し

市長は、以下第1号のときは適用日に遡り、第2号のときは該当しなくなったと認められる日に遡り、免除の決定を取り消すものとする。

- (1) 免除被保険者が、偽りの申請その他不正行為等により免除証明書の交付を受けたことが明らかになったとき。
- (2) 免除被保険者が、何らかの事情で要件に該当しなくなったと認められるとき。

8 免除証明書等の返還

前条により免除の決定を取り消された者は、免除証明書を返還するとともに、免除により支払いを免れた一部負担金等相当額を市長に返還しなければならない。

9 既に支払った一部負担金等の還付

免除対象となる一部負担金等のうち、既に保険医療機関等に支払ったものについては、還付を受けることができるものとする。ただし、既に高額療養費の支給を受けている場合等においては、還付額は支払った一部負担金等の額から高額療養費等の既支給額を控除した額とする。

10 還付申請

一部負担金等の還付を受けようとする者は、国民健康保険一部負担金等還付申請書(様式第1号。以下「還付申請書」という。)を市長に提出する。

11 還付申請の添付書類

還付申請書には、医療機関等が発行した領収書等、支払った一部負担金等の額が確認できる書類のほか、該当する1(2)の要件に応じ5(1)から(6)の書類を添付するものとする。

12 免除対象者の確認

市長は、被保険者またはその関係者等に対し、免除要件に該当しているか等について文書その他資料を提出させ、または質問を行うことができる。

13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年2月14日から施行する。